

東京医療保健大学「情報教育研究センター」規程

(開設目的)

第1条 学習到達度の第三者評価となる資格取得を推進すべく、東京医療保健大学「情報教育研究センター」(以下「本センター」と称する)を設置し、経済産業省が創出を推進している医療産業界で、医療系、情報系資格の確かな知識を持って貢献できる人材を育成する。
また、社会のニーズに対応した教育力と資格取得を目指せる学習環境をセンターを通して高校生へ発信することで、広報活動の強化を図る。

(名称)

第2条 本組織の名称は、東京医療保健大学「情報教育研究センター」(以下「本センター」と称する)とする

(開設場所)

第3条 本センターは以下におく。
東京医療保健大学医療保健学部医療情報学科 世田谷キャンパス
〒154-8568 東京都世田谷区世田谷 3-11-3

(開設時期)

第4条 平成30年10月1日

(事業内容)

第5条 本センターは、医療情報学科教員と連携して次の業務を行う。
(1)資格取得のための学習スペースの提供
(2)資格取得に向けての対策講座、各イベントの実施
(3)資格試験手続きや受験結果のとりまとめ

(運営組織)

第6条 本センターの運営組織は以下のとおりとする。
(1) 情報教育研究センター長
(2) 事務職員(東京医療保健大学 学生募集部)

(その他)

この規定は平成30年4月1日から施行する。